

議案第66号

葛飾区自転車駐車場及び自転車置場条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成28年 9月14日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

新小岩西自転車置場を新小岩西自転車駐車場とするほか、所要の改正をする必要がある
ので、本案を提出いたします。

葛飾区自転車駐車場及び自転車置場条例の一部を改正する条例

葛飾区自転車駐車場及び自転車置場条例（昭和57年葛飾区条例第14号）の一部を次のよ
うに改正する。

第10条第1号及び第13条中「き損し」を「毀損し」に改める。

別表(1)の部葛飾区立石北第一自転車駐車場の項中「〃 立石一丁目22番6号

〃 立石七丁目1番15号」を

「〃 立石一丁目22番6号

〃 立石七丁目1番15号

〃 立石七丁目3番16号」に改め、同部葛飾区立石北第三自転車駐車場の項中「〃 立

石四丁目23番17号」を「〃 立石四丁目18番8号」に改め、同部に次のように加える。

〃 新小岩西自転車駐車場	〃 新小岩一丁目5番6号先
〃 環七青砥橋下自転車駐車場	〃 青戸二丁目12番15号

別表(2)の部中

葛飾区新小岩西自転車置場	東京都葛飾区新小岩一丁目5番6号先
〃 環七青砥橋下自転車置場	〃 青戸二丁目12番15号
〃 東立石自転車置場	〃 東立石三丁目25番12号先

」を

葛飾区東立石自転車置場	東京都葛飾区東立石三丁目25番12号先
-------------	---------------------

」に改める。

付 則

この条例は、葛飾区規則で定める日から施行する。